○外務省告示第百二十五号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十八年第七十九号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号、第一九八九号及び第二二五三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十八年三月二十八日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号４（ｂ）、第一三三三号８（ｃ）、第一三九〇号２（ａ）、第一九八八号１（ａ）、第一九八九号１（ａ）、第二二五三号２（ａ）及び第二二五五号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十八年四月十五日

外務大臣　岸田　文雄

別表の７３４．を追加する。

（別表）

次のとおり追加する。

【アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する個人】

734. ナーイフ・サラーム・ムハンマド・ウジャイム・アル・ハバビ(別名：(a)ナイフ・サラーム・ムハンマド・ウジャイム・アル・ハバビ(b)ファルク・アル・カハターニー(c)ファルク・アル・カタリ(d)ファルーク・アル・カハターニー・アル・カタリ(e)シェイク・ファルーク・アル・カハターニー(f)シャイク・イムラン・ファルーク(g)シェイク・ファロク・アル・カタリ)

NAYEF SALAM MUHAMMAD UJAYM AL-HABABI(a.k.a.: (a)Nayf Salam Muhammad Ujaym al-Hababi (b)Faruq al-Qahtani (c)Faruq al-Qatari (d)Farouq al-Qahtani al Qatari (e) Sheikh Farooq al-Qahtani (f)Shaykh Imran Farouk (g)Sheikh Farooq al-Qatari)

称号：Sheikh（シェイク）

役職：不明

生年月日：(a)1981年(b)1980年頃

出生地：サウジアラビア

国籍：(a)サウジアラビア(b)カタール

旅券番号：カタール旅券番号　592667（2007年５月３日発行）

ＩＤ番号：不明

住所：アフガニスタン（2009年以降）

国連制裁委員会による指定日：2016年３月28日

その他の情報：アフガニスタン東部における、アル・カーイダ（166. に指定した団体）の首長。少なくとも2010年半ば以降、アフガニスタンにてアル・カーイダの大隊を率いている。

○外務省告示第百二十六号

アンティグア・バーブーダ政府は、昭和四十年四月九日にロンドンで作成された「千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約」の加入書を平成二十七年十一月二十四日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十八年一月二十三日にアンティグア・バーブーダについて効力を生じた。

（平成二十七年十二月一日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十八年四月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十七号

一　平成八年五月二日にロンドンで作成された「千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書」の締約国につき、平成二十八年三月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十四年八月九日外務省告示第二百七十六号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
セルビア共和国	平成二十五年三月十九日	平成二十五年六月十七日
コンゴ共和国	平成二十六年五月十九日	平成二十六年八月十七日

スロベニア共和国	平成二十七年七月六日	平成二十七年十月四日
ケニア共和国	平成二十七年七月七日	平成二十七年十月五日

二　中華人民共和国政府は、前記の議定書の加入書を、平成二十七年二月二日に国際海事機関事務局長に寄託するとともに、同議定書が現在においては香港特別行政区についてのみ適用される旨を宣告した。よって、同議定書は、その第十一条２の規定に従い、平成二十七年五月三日に香港特別行政区について効力を生じた。

（平成二十七年二月九日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十八年四月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十八号

平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の締約国につき、平成二十八年四月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十六年六月二十五日外務省告示第二百十号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
トンガ王国	平成二十六年四月十六日	平成二十六年七月十六日
コンゴ共和国	平成二十六年五月十九月	平成二十六年八月十九日
インドネシア共和国	平成二十六年九月十一日	平成二十六年十二月十一日
インド	平成二十七年四月二十四日	平成二十七年七月二十四日
ケニア共和国	平成二十七年七月七日	平成二十七年十月七日
ベトナム社会主義共和国	平成二十七年十一月二十七日	平成二十八年二月二十七日
フィジー共和国	平成二十八年三月八日	平成二十八年六月八日

平成二十八年四月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百七号

平成二十六年厚生労働省告示第二百三十七号（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二項第一号ロ(2)に次のように加える。

(v)　情報通信技術に関する資格のうち中長期的なキャリア形成に資するものとして職業能力開発局長が定める基準に該当するものの取得を訓練の目標とする課程であり、当該教育訓練の時間が百二十時間以上かつ期間が二年以内のものであること。

第二項第五号ロに次のように加える。

(5)　第一号ロ(2)(v)に該当する教育訓練については、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

附　則

1　この告示は、平成二十八年十月一日から適用する。

2　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、第二項第一号ロ(2)(v)に規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号ロ(2)(v)に規定する教育訓練の期間を超えるもの又は同項第五号ロ(5)に該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から平成三十年三月三十一日までの間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。ただし、当該指定は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。